

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方入国管理局	府省名	法務省
事務・事業名	収容施設の運営等業務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	① 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	退去強制事由に該当すると思われる外国人を収容するための地方入国管理局の収容場及び入国者収容所（施設等機関）の管理・運営		
事務・事業に係る予算額(20年度)	積算困難		
事務・事業に係る定員(20年度)	440人		
業務量に関連する指標の実績値	683, 465（年間延べ収容人員）		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	① 退去強制事由に該当すると思われる外国人を収容するための地方入国管理局の収容場及び入国者収容所における被収容者に係る監視業務（権限行使を伴わない補助的業務） ② 関東ビル管理連合協同組合ほか ③ 一般競争入札 ④ 569, 017（千円） ⑤ なし		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 2. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	外国人被収容者の処遇業務に従事している入国警備官は、被収容者の入出所における手続、運動場等収容施設内での行動状況の把握を通じた保安事故の防止のほか、収容施設内での非常事態発生時の対応特に暴行や騒擾事案に関わった者を実力行使をもって制圧し混乱を速やかに收拾するなど、収容施設内の規律秩序の維持を図るといった業務に従事しているところ、大規模な収容施設での監視ボックスにおける監視やモニターを通じた監視については、権限行使を伴わない補助的業務として民間委託を実施している一方、収容施設全体の管理・運営については公権力の行使に関わるものであるため、新たに民間事業者等が参入する余地はない。		

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方入国管理局	府省名	法務省
事務・事業名	外国人の入国在留手続に関する総合案内相談業務		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 ④. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	外国人等に対する入国、在留等、入国管理局の諸手続についての案内、相談業務及び人身取引被害者が出頭してきた際の窓口		
事務・事業に係る予算額(20年度)	152,419(千円)		
事務・事業に係る定員(20年度)	0人		
業務量に関連する指標の実績値	1,224,751(相談件数)		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)	① 外国人等に対する入国、在留等、入国管理局の諸手続についての案内、相談業務及び人身取引被害者が出頭してきた際の窓口 ② (財)入管協会 ③ 随意契約(企画競争) ④ 204,801(千円) ⑤ なし		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	① . 可 2 . 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別(官民競争入札又は民間競争入札)	民間競争入札	
	2. 入札実施予定時期	平成20年度中	
	3. 事業開始予定時期	平成21年4月	
	4. 契約期間	平成21年4月から1年間	
市場化テストを実施しない場合の理由			

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方入国管理局	府省名	法務省
事務・事業名	不法就労防止に係る広報業務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 ⑤. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	我が国に20万人潜在している不法滞在者の大半が不法就労活動に従事しているものと思われるところ、法務省では関係行政機関とも連携・協力して、不法就労防止キャンペーンを毎年実施しており、その一環として広報用のポスター及びパンフレットを作成し、雇用主や外国人本人に配布するなどして、不法就労を行わないように周知を図ることとしている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	積算困難		
事務・事業に係る定員(20年度)	0人(他の通常業務の傍ら、各局1人が兼務している。)		
業務量に関連する指標の実績値	411, 232(平成19年末現在の就労資格に係る外国人登録者数, 平成20年1月1日現在の不法残留者数, 平成19年退去強制手続きをとった外国人数, の合算)		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)	① 不法就労防止キャンペーンに係る広報用ポスター及びパンフレットの作成 ② ヨシダ印刷(株) ③ 一般競争入札(総合評価落札方式) ④ 4,305(千円) ⑤ なし		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 ② . 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別(官民競争入札又は民間競争入札) 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		

<p>市場化テストを実施しない場合の理由</p>	<p>不法就労防止に係る広報については、不法滞在・不法就労問題についての現状を踏まえ、その年度における広報活動の取組方針を本省において企画・立案し、その一環として地方入国管理局では期間を定めたキャンペーンを行うこととしており、従って業務全体を民間委託することは馴染まない。</p> <p>また、本事業に係る主たる予算は、不法就労防止に係る広報用ポスター及びパンフレットの印刷製本費及び翻訳料であり、業務委託等を前提とした市場化テストには馴染まない。</p>
--------------------------	--

(記載要領)

1. 「事務・事業の種類」について

「事務・事業の種類」には、次の例を踏まえ、事務・事業が該当する項目に○を付してください。なお、対象となり得る事務・事業は、以下の例に限定されるものではありません。

<施設の管理・運営>

警備・清掃・受付・設備管理・施設利用の促進・利用者へのサービス提供等及び各業務の総合調整等を含めた、施設の管理・運営に係る一連の業務。なお、施設には、事務所、ホール、研修教育施設、宿泊施設、展示施設なども含む。

<研修>

内部向け及び外部向けの研修に係るカリキュラム作成・テキスト作成・講師選定等の一連の企画業務、及び研修実施の広報・受講者の募集・研修の実施・アンケート実施等の一連の研修実施業務。なお、研修には、職業訓練等も含む。

<国家試験等>

試験問題の作成・受験者募集及び登録・会場の確保・試験の実施・採点・結果の公表等、国家試験実施に係る一連の業務。

<相談>

各種行政相談等に係る業務（相談受付・回答、関連機関との連携、情報の蓄積等）。

<広報・普及啓発>

政策や研究成果等の広報・普及啓発に係る企画・運營業務（新聞・テレビ広告、イベント・セミナー・キャンペーン等の企画・実施、HP作成、雑誌・書籍の作成等）。

<検査検定>

製品、設備、貨物、農林水産物等の検査検定（法令等に規定された基準への適合性を確認・証明）に係る業務（受付、検査検定の実施、通

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方入国管理局	府省名	法務省
事務・事業名	出入国管理		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 ⑩. その他		
事務・事業の概要等	入国審査官による外国人の上陸審査・出国確認, 日本人の帰国確認・出国確認		
事務・事業に係る予算額(20年度)	積算困難		
事務・事業に係る定員(20年度)	910人		
業務量に関連する指標の実績値	51, 199, 397 (平成19年の外国人入国者及び出国者数, 日本人の出帰国者数, の合算)		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)			
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1 . 可 ② . 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別(官民競争入札又は民間競争入札) 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	外国人に対する上陸審査及び出国確認, 日本人に対する出国・帰国の確認は入国審査官が法令の規定に基づき直接執行するものであって, 国籍を問わず偽変造旅券の有無及び要注意人物か否かの確認を行うほか, 特に外国人に対しては, 上陸審査における指紋及び顔写真の提供義務履行を求め, また, その上陸の許否を判断し, あるいは出国確認を留保するなど公権力の行使を伴うとともに, 日本人の出帰国確認に際しても, 日本人になりすました外国人がいる可能性も否定できないことから, 引き続き入国審査官に行わせるべきであり, 新たに民間事業者等が参入する余地はない。		

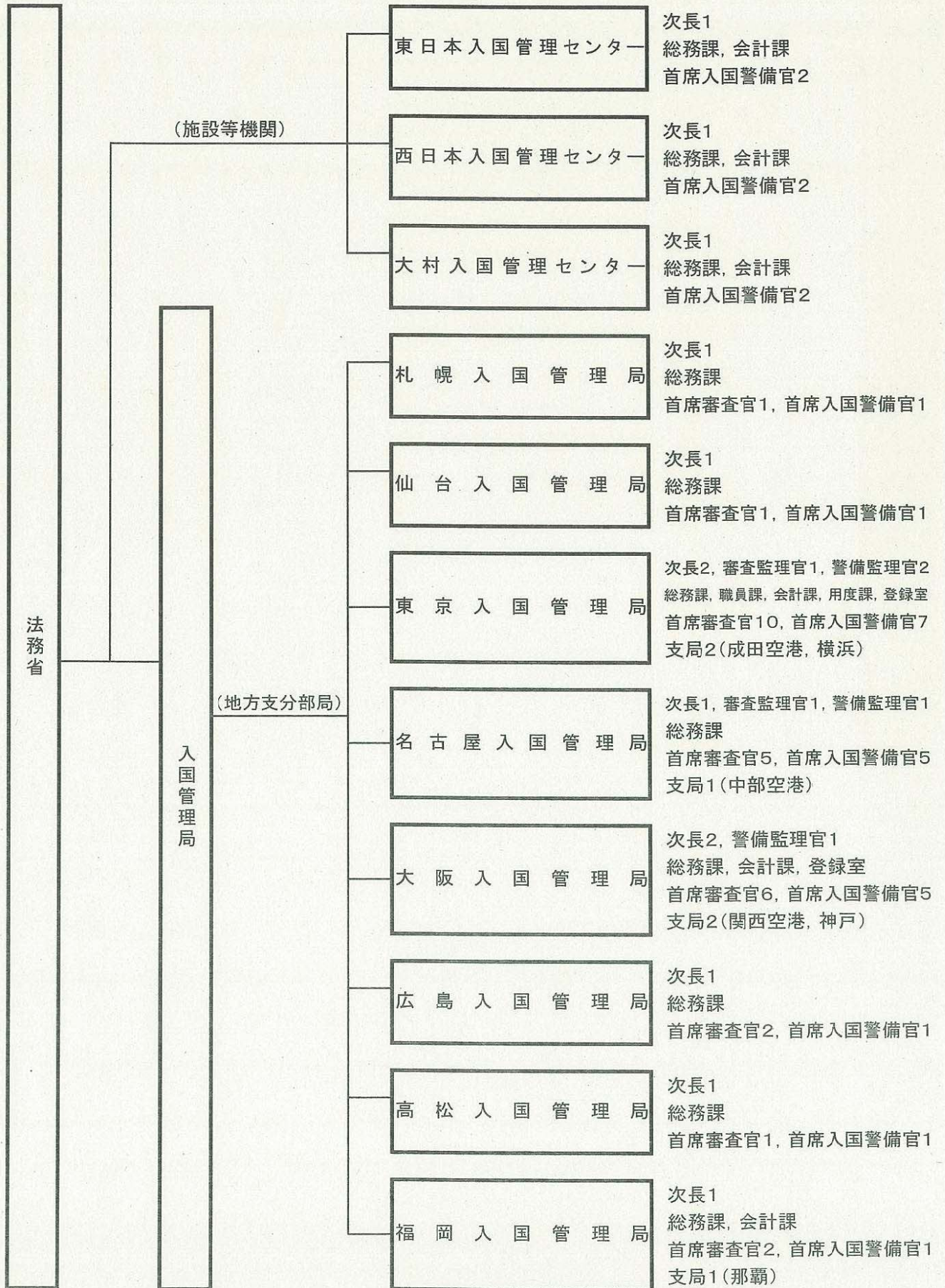
(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方入国管理局	府省名	法務省
事務・事業名	在留手続の窓口業務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 ⑩. その他		
事務・事業の概要等	在留許可更新許可申請, 就労資格証明書交付申請等の受付及び就労資格証明書等の引渡し（今後見込まれる市町村が行う外国人登録制度の廃止, 在留カードによる入管の一元管理に伴う窓口業務も含む。） （「引渡し」には, 法令により入国審査官が行うこととされている, 各種許可証印等に係る事務を除く。）		
事務・事業に係る予算額(20年度)	積算困難		
事務・事業に係る定員(20年度)	0人（他の通常業務の傍ら, 各局1人が兼務している。）		
業務量に関連する指標の実績値	1, 381, 891（申請受理件数）		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	① 在留許可更新許可申請, 就労資格証明書交付申請等の受付 ② （株）ウインほか ③ 一般競争入札ほか ④ 33, 672（千円） ⑤ なし		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	① . 可（既に受付業務について民間競争入札を実施済） 2 . 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 民間競争入札 2. 入札実施予定時期 平成20年度中 3. 事業開始予定時期 平成21年4月 4. 契約期間 平成21年4月から1年間		
市場化テストを実施しない場合の理由	「新たな在留資格制度」の導入に伴う窓口業務の在り方については制度設計にあわせて今後検討する予定。		

入国管理官署組織図

平成20年4月1日現在



地方入国管理局における所掌事務

○管理部門

- ・ 職員の任免，給与，懲戒，服務その他の人事に関する事
- ・ 予算，決算及び会計並びに会計の監査，所属の国有財産及び物品の管理に関する事
- ・ 地方入国管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事など

○審査部門

- ・ 在留資格認定証明書の交付その他外国人の上陸の審査の事前審査に関する事
- ・ 外国人の上陸の許可，外国人の出国，再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事
- ・ 日本人の出国及び帰国に関する事
- ・ 外国人の在留資格の取得及び変更，在留期間の更新並びに資格外活動の許可に関する事
- ・ 外国人の永住の許可に関する事
- ・ 外国人の在留資格の取消しに関する事
- ・ 難民の認定及び難民の認定の取消し，仮滞在の許可に関する事
- ・ 違反審査に関する事
- ・ 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事
- ・ 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての異議申立てに関する事

など

○警備部門

- ・ 入国警備官の点検，礼式及び非常訓練に関する事
- ・ 警備業務に関する基本方針の企画及び立案に関する事
- ・ 違反調査（摘発，身柄引取，出頭申告等）に関する事
- ・ 被収容者の入所及び出所，被収容者の処遇，収容場に係る警備及び保安に関する事
- ・ 収容令書及び退去強制令書の執行並びにその執行のための護送及び送還に関する事

など

「不法就労防止キャンペーン」

○ 概 要

内閣官房副長官補室を中心として関係省庁が実施する「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）に合わせて、警察庁，外務省，厚生労働省等と連携しつつ，ポスター・パンフレット・リーフレットの配布等を通じ，外国人の不法就労の防止について理解と協力を求めるためのPR活動

○ 必要性

治安回復策の一つである不法滞在者対策の取組として，国内に潜在する約17万人の不法滞在者に対し不法就労活動をやめ自発的に入国管理局に出頭することを促すほか，不法滞在者は生活の糧を求めて就労の機会を得ようとすることから，就労が認められない外国人が故意にあるいは誤って雇用されることのないよう外国人の入国希望者及び事業者の双方に周知を図る必要がある。

○ 効 果

ポスター…国民一般に対して我が国に潜在する不法滞在者の現状を周知させ不法就労の防止に協力を呼び掛ける効果

パンフレット…事業主に外国人登録証明書上又は旅券に記された在留資格及び在留期間の見方や不法就労を助長する行為に対する罰則適用に関する情報を提供することで，事業主等が不法就労者の雇用をとどめようとする効果

海外広報用リーフレット…我が国への入国を予定する外国人を対象に，数か国語により在留資格の種類，在留許可申請手続の概要，罰則の内容等について周知させ，法制度の不知によって不法就労に従事することを未然に防止する効果

出入国管理のしおり…出入国・在留・退去強制・難民認定・外国人登録の各手続及び基本政策，行政組織等について分かりやすく説明し国民・外国人の理解を得る効果

○ 印刷物の配布先

外国人本人（査証申請時など），事業主，地方自治体，一般国民など

○ 印刷部数（平成20年度）

出入国管理のしおり 日本語版… 64,000部，英語版… 8,000部

不法就労防止用ポスター 5,600枚

不法就労防止用パンフレット 見開型… 172,000部，三折型… 74,000部

不法就労防止キャンペーン海外広報用リーフレット（8か国語） 計 108,900部

インフォメーションセンター

入国管理局では、皆様からの入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じるために、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島及び福岡の各地方入国管理局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しております。ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。また、札幌、高松及び那覇の各地方入国管理局・支局には相談員を配置し、電話や訪問によるお問い合わせに対応していますので、お気軽にご利用ください。

詳しい所在地の地図を御覧になりたい方は、御覧になりたい入国管理局・支局をクリックしてください。

	住所	電話番号	
外国人在留総合 インフォメーション センター	仙台	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-298-9014
	東京	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	TEL 03-5796-7112
	新宿	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ内	TEL 03-3209-6177
	横浜	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9	TEL 045-651-2851～2
	名古屋	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 052-559-2151～2
	大阪	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	TEL 06-4703-2150
	神戸	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL 078-326-5141
	広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL 082-502-6060
	福岡	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-626-5100
相談員 配置先	札幌	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-9667
	高松	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852
	那覇	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15	TEL 098-831-5497

メール受付

入国手続・在留手続に係る各種のお問い合わせ等を送付する場合には、下記のメールアドレスをクリックしてください。

いつも出入国管理行政に関心をいただきありがとうございます。

- 本メールは、入国・在留手続などに関する一般的なお問い合わせや出入国管理行政に関する御意見、御要望を受け付けるものです。
お問い合わせの内容により、回答に時間がかかるものがあるほか、回答できないものがありますのであらかじめ御了承ください。
- 本メールでのお問い合わせに対する回答は、一般に開示されることとなりますので、プライバシーの保護の観点等から、地方入国管理局において受理している個別の申請案件に係る審査状況、処分結果又は退去強制手続の進捗状況などに関するお問い合わせについては、お答えできかねますので御理解願います。
- なお、メールでのお問い合わせに関しましては、勝手ながら、当面、日本語のみでの実施とさせていただきますのであらかじめ御承知願います。
- 御意見、御要望は出入国管理行政の参考とさせていただきます。
- 携帯電話からお問い合わせを頂いた際、携帯電話の設定又は機種によりましては、当方からの回答が届かない場合がありますので、あらかじめ御承知お願います。

メールアドレス
info-tokyo@imm-moj.go.jp

平成17年4月以降、メール相談の受付を一か所に統合しました

インフォメーションセンターに係る相談件数の推移

(平成15～同19年度)

(単位:件)

年 度	庁 別												
	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	横浜	神戸	那覇	新宿セ	合計
平成15	12,196	21,707	265,597	97,742	145,956	27,686	9,195	43,334	70,484	84,822	5,213	—	783,932
16	17,253	30,980	317,522	113,233	202,503	28,704	9,958	52,255	75,272	140,725	5,462	—	993,867
17	19,959	28,641	377,506	173,225	201,878	32,324	10,042	57,578	85,521	112,716	4,999	4,514	1,108,903
18	17,729	31,949	386,679	244,086	197,526	36,301	9,633	65,238	91,268	126,446	5,219	12,677	1,224,751
19	15,836	36,548	435,006	280,546	182,949	36,917	9,639	69,312	107,867	85,688	5,139	15,570	1,281,017

インフォメーションセンター相談業務比較

○ 相談業務内訳 (対前年比較)

(単位：件，%)

区 分	平成18年	平成19年	対前年比
出入国審査関係	205,295	206,919	1.01
指数	0.17	0.16	
就労審査関係	213,015	210,472	0.99
指数	0.17	0.16	
留学・就学審査関係	88,840	79,145	0.89
指数	0.07	0.06	
研修・短期滞在審査関係	114,151	110,851	0.97
指数	0.09	0.09	
永住・難民審査関係	363,660	337,069	0.93
指数	0.30	0.26	
審判・警備関係	37,757	33,566	0.89
指数	0.03	0.03	
上記以外のもの	202,033	302,995	1.50
指数	0.17	0.24	
計	1,224,751	1,281,017	1.05
指数	1.00	1.00	

○ 来訪・電話・メールの内訳 (対前年比較)

(単位：件，%)

区 分	平成18年	平成19年	対前年比
来 訪 者	880,981	935,192	1.06
指数	0.72	0.73	
一日平均	3,567	3,741	0
電話での照会	301,084	285,892	0.95
指数	0.25	0.22	
一日平均	1,219	1,144	
メールでの照会	42,686	59,933	1.40
指数	0.03	0.05	
一日平均	173	240	
計	1,224,751	1,281,017	1.05
指数	1.00	1.00	
一日平均	4,959	5,124	

上陸審査手順（外国人）

① 旅券、EDカード受取り

② 旅券(MRZ)、査証読み込み

③ 同一人性、旅券の有効性確認

④ EDカード記載内容確認

⑤ 査証の有効性確認

⑥ EDカード切離し・回収

⑦ EDカード(バーコード)読み込み

⑧ BL照合確認

⑨ 証印シール出力・貼付

⑩ EDカードホチキス留め

⑪ 入国記録登録

⑫ 旅券返却

個人識別情報（指紋、
顔写真）の取得

「バイオメトリクス導入後
の上陸審査手続」参照

入国目的などに関するインタビュー

上陸許可の可否に関する審査

- ① 旅券・査証の有効性
 - ・ 旅券・査証に偽変造の痕跡はないか
 - ・ 査証が必要か否か
 - ・ 入国目的に合致した査証か
- ② 在留資格の該当性
 - ・ 申請内容に虚偽はないか
 - ・ 在留資格(27種類)のいずれかに該当するか
- ③ 上陸許可基準の適合性
 - ・ 実務経験年数等の条件を満たしているか
- ④ 上陸拒否事由の有無
 - ・ 退去強制歴や前科・前歴はないか

バイオメトリクス導入後の上陸審査手続

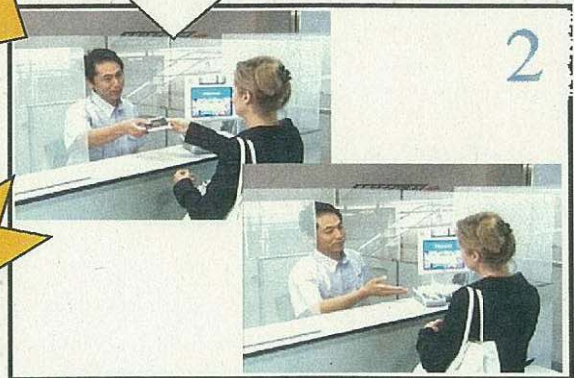


国際空港に無事着陸

上陸審査場に到着しました



パスポートと出入国記録カードを入国審査官に提出します



窓口備え付けの機器に左右の人さし指を置いて軽くクリックします



同じ機器のカメラの方を向いて顔画像を撮影します



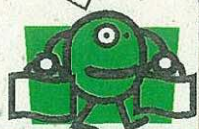
入国目的や滞在予定期間などについての質問に答えます



パスポートに上陸許可の証印が表示されます

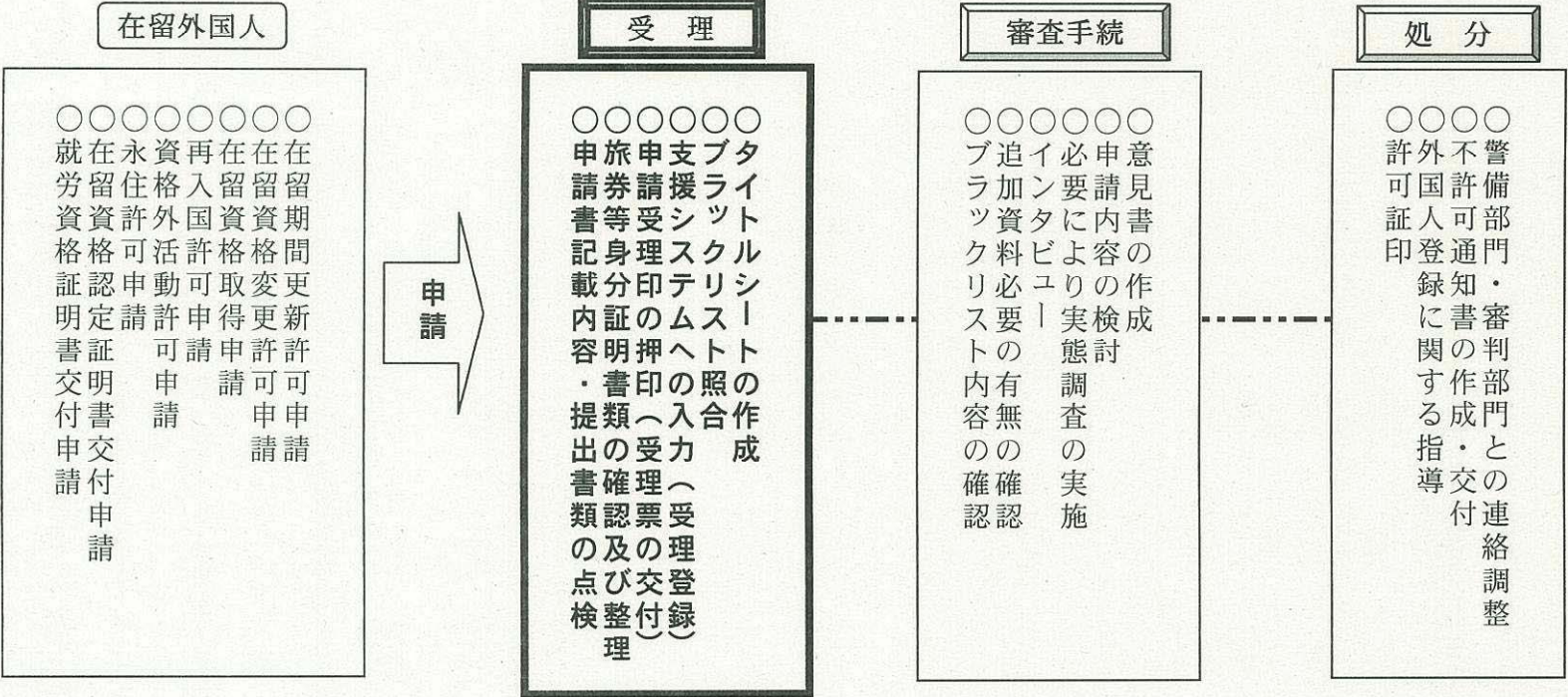


Have a nice trip!



在留審査手続の流れについて

在留審査の手順



民間活力の導入が可能
ただし、再入国許可申請などで即日処理する案件は除く

地方入国管理局収容場における職務行為の類型

委託状況	職務行為	関連条項	備考
委託済み	<ul style="list-style-type: none"> ・被護送者の荷物の搬入・搬出 ・護送車両の運行管理・運転 		
補助的業務に限り委託済み	<ul style="list-style-type: none"> ・所持品の領置・還付 ・収容監視（動しよう） ・人員点呼 ・モニター監視 ・施設内での連行・立会・監視（面会，運動場，入浴など） ・物品の購入 ・差入物品・金銭の検査・交付 ・貸与品使用の立会・監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則11，規則39 ・規則14 I ・規則14 I ・規則14 I ・規則28，29，33，34 ・規則35 ・規則36 ・規則23，24 	補助的業務とは入国警備官が左記の職務行為を行う際の立会い及び入国警備官への取次ぎをいう。
医師非勤務庁において医師等派遣契約を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断，診療 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則8，30I 	
給食の調理・配膳業務について委託済み	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の搬入・搬出，監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・法61の7II 規則25，26 	
取次業務に限り委託済み	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申立の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則2の2，41，41の2 	
委託困難	<ul style="list-style-type: none"> ・入所手続 ・指紋採取・写真撮影 ・逃走時の対応 ・遵守事項違反時の措置 ・隔離 ・施設外への連行・立会・監視（病院診察） ・投薬管理 ・面会の受付 ・通信の検閲 ・給食の検食 ・出所手続 ・在外公館との交渉（旅券発給） ・収容監視等（補助的業務を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法61の7IV，規則10 ・規則12 ・規則15 ・規則17の2 ・規則18 ・規則40 ・規則30II ・規則33，34 ・法61のV，規則37 ・規則27 ・法61の7IV，規則10 	

出入国管理業務図解

